

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 高齢化に伴う今後の自治会のあり方について

要望・提言の内容	高齢化、人口減少に伴い自治会長を受ける方も限られてきております。自治会を維持していくため、今後の自治会のあり方について検討していくことも必要ではないか。
回答	<回答>担当課名：総務部 現在、町内には204の自治会がありますが、少子高齢化や人口減少が一層深刻さを増しており、一人暮らしの高齢者も多く、地域の担い手不足の進行により、コミュニティ機能が低下してきております。存続が厳しい小規模な自治会が増加傾向にあり、過疎化が進行している状況を真摯に受け止めているところです。 今後の自治会のあり方について検討していくことも必要ではないかとのことでございますが、住民自治組織である自治会そのものは任意の団体であり、地域交流の要として住民の皆様の協力で成り立ち、行っていくもので、安心・安全で住み良い地域社会にするための活動を行う組織となっております。また、防犯や交通を含む地域の安全、災害時の対応の面からもなくてはならない組織となっております。 自治会は住民にとって最も身近な最小単位の住民自治組織ですが、それぞれの歴史的背景から規模も多様で、自治会の上部に区制を設けている地域もあり、地域の実情にあった独自の取組や活動をされております。その範囲や形態は住民自治の原則からも、行政が自治会のあり方を決めていくものではないと考えております。 自治会の再編は、地域の皆さんの総意によるものであり、自治会同士の話し合いにより進めていくものでございますが、町民の皆様から再編に関するご意見やご要望等がございましたら、町としましても、しっかりと向き合い対応してまいりたいと考えております。

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 久賀地区内の国道437号線における交通安全対策について

要望・提言の内容	①久賀地区追原墓地のフェンスが高いため、国道へ出る際に右折、左折ともに非常に見えにくく危険である。 ②久賀地区内宗光東～宗光西間について、雨天時に排水が全くなく、海側の路面は水たまりで通行が危険なのです。危険回避のためにも排水してもらえないようにならないか。 ③今年に入り、久賀地区では交通死亡事故が発生しました。 久賀地区内の宗光西～総合庁舎前バス停付近まで最高速度 50 km/h に制限され、道路中央は白色の破線（点線）が引かれ追い越し・車線変更が可能となっております。道路は決して広いわけではありません。歩道は車道の確保のため、狭くて、しかも斜めになっているため歩き難い状態です。スピードを落とすためにも、追い越し可能車線を黄色の実線に変更して欲しい。周防大島町でスピードは必要ありません。事故を起こさない町をつくりましょう。 ④久賀地区宗光西においては変形的な交差点のため、可能ならカーブミラーが欲しいと要望があります。 ※この交通安全対策については、それぞれ対応部署が異なると思うが、交通事故、人身事故防止のため検討をお願いしたい。
回答	<回答>担当課名：産業建設環境部 ① 墓地のフェンスは、法に基づき設置が義務付けられており撤去することはできません。当該交差点を確認したところ、ご指摘のとおり左右の見通しが悪い状況であったので、カーブミラーの角度を調整するなど対処します。 また、国道改良の計画と調整のうえ、移設等を検討します。 ②国道を管理している山口県柳井土木建築事務所と現地を確認のうえ要望しました。 ③国道を管理している山口県柳井土木建築事務所及び交通規制を行う山口県公安委員会（周防大島幹部交番）に要望しました。 ④当該交差点を確認したところ、右折用のカーブミラーは設置されており視認性は良好でした。左折用のカーブミラーは設置していませんが視認性は良好でした。 現在、国道改良に伴い交差点が移設される計画があります。移設後の交差点においてもカーブミラーを設置するよう山口県柳井土木建築事務所に要望済みです。

3. 各種の提言・要望に対する目に見える形での解決を。

要望・提言の内容	毎年、同種の内容の課題や提言・要望（空き家、雑木、イノシシ等々）が多数あげられているが、回答も毎年ほぼ同じで、管轄が町以外の役所であり「要望はしている」旨の回答が続き、問題解決になっていないことが多い気がする。 すぐの解決は難しい問題もあるかと思いますが、年月が経過すると解決できなくなることとも出てくるのではと思います。前に進む方向、解決に近づけることを願います。
回答	<回答>担当課名：総務部・産業建設環境部 【総務部】 空き家問題につきましては、空き家と移住・定住を関連付けての課題解決を目指し、令和4年度に空家定住対策課を新設いたしました。 空家定住対策課では、空家バンクにより売買や賃貸で登録物件を紹介しているところですが、登録件数を確保するため賃貸物件についての助成事業として、リフォームや家財処分費に1/2の助成で上限20万円の補助を行っているところです。また、一定以上の危険度の高い空き家に関しましては、解体費の助成として1/3の助成で上限30万円の助成を行い、また、解体費用の借入れの際には利子補給制度により解体を支援し、危険空家の減少に取り組んでいるところです。これら助成制度につきましては、税務課と連携し固定資産税の納付書にチラシを同封するなどして広報しているところであり、問い合わせも増えてきているところです。 しかしながら、現状といたしましては、空家バンクへの登録を希望されても、劣化が進んでおり住める状態にするには改修費用が嵩む物件が多く、そこまでの経費はかけられないという方が比較的多くおられます。移住を検討し住居を探している方からの問い合わせも増えてきていることもあり、できるだけ早期の登録を促して空家バンクを充実させていきたいと考えております。地域の皆様におかれましては早めの対応につきましてお声掛けや情報提供のご協力をいただければ幸いです。

【産業建設部】

雑木対策等、耕作放棄地対策といたしましては、周防大島町耕作放棄地再生支援事業により、町内の耕作放棄地を再生する耕作者等に対し、再生作業に係る経費の一部を補助しております。

この事業は、耕作放棄地の解消を目的に、農用地区域内の農地で1団地概ね5 a以上の面積があり、取組年度を含め3年以上耕作すること等を条件に、耕作放棄地の再生に要する重機等の借上料等に対し、10 a当たり2万5千円を上限に補助金を交付するものであります。令和5年度から開始した事業であり、利用実績はまだ少ない状況ですが、本事業の活用により、耕作放棄地解消の一助になればと期待しております。

耕作放棄地は、耕作者の高齢化、後継者の減少、優良農地の荒廃化等の影響により、年々増加しております。このような厳しい状況ではありますが、県、JA等、関係機関との連携により、事業の活用による優良農地（柑橘）の維持・確保、既存及び新規就農者へ継承する等、優良農地の流動化を促しております。

また、令和5年度から全国的に協議をしております「地域計画」の策定では、地域ごとの話し合いにより、どの農地を残していくか等、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化にするもので、地域ごとに目標地図を作成し、農地が利用されやすくなるように集約化を図るために行うもので、将来の農地利用を見据えた施策を進めております。

イノシシ対策といたしましては、令和5年3月に「周防大島町鳥獣害対策マスタープラン」を策定しており、プランに基づく施策を展開しながら被害の抑制に努めていく方針です。

プランの根本的な柱なるのは、やはり「防御」と「捕獲」になります。

特に多産であるイノシシは捕獲を怠るとあっという間に個体数が増加して被害を生じさせます。まずは耕作地などでは、メッシュ柵の設置など物理的な対策を施すことでイノシシを侵入させない、人里に出没するイノシシはわなを仕掛けて辛抱強く捕獲していく、といった対策を続け、柵の定期的なメンテナンスの実践や、わなによる捕獲技術向上への取り組みなど、「防御」と「捕獲」それぞれの手段手法に磨きをかけていくことが、理想の環境に繋がる糸口となると考えます。

人口、後継者の減少に伴い、耕作放棄地が増え、野生動物が生息（繁殖）しやすい環境へと変化していくなかで、抜本的な解決に至るのは困難と考えますが、狩猟免許取得による捕獲従事者としての登録や、わなの見回りなど捕獲の協力者としての取り組み、近隣住民同士での既設柵の点検の実践等を皆様をお願いしたいと考えております。

両課題とも、目に見える形での成果は直ぐには出てこないかと考えますが、今後も継続して対策を進めていきたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言

要望・提言の内容	要望・提言多数のため、各担当課へ直接要望・提言。
----------	--------------------------

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 町道及び国道・県道の維持管理について

要望・堤言の内容	周防大島町は瀬戸内のハワイと銘打って観光や、移住のPRを進めているが、大島大橋を渡り、東に来れば来るほど道路が荒れているとよく言われる。周防大島町の町道、国道・県道は本線と歩道の多くの場所で草木に覆われており、景観上好ましくない上に、通行の安全上においても大きな問題がある。また、白線やカーブミラーなどの本来の機能をはたしていない付帯施設も多く見受けられる。町民と周防大島町を訪れてくれる皆様が、安心して通行できるよう、それぞれの所管の道路を適正に管理いただきたい。
回答	＜回答＞担当課名　：　産業建設環境部 道路の維持管理については、道路法に基づき道路を良好な状態に保つよう維持・修繕し、交通に支障を及ぼさないよう努めます。 自動車や歩行者の通行を妨げるような竹木や雑草については、公共性や緊急性などを考慮し順次対応します。

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 人口対策について

要望・提言の内容	東和地区の高齢化率は町全体の 55.7%をはるかに超え、61.4%となっている。地域や自治会を支える世代はその数を大きく減らし、地域の担い手不足も大きな課題となっている。さらには人口減少による空き家・空き地問題も深刻な状況になっている。 移住定住対策等、町が取り組んでいることも十分承知しているが、周防大島町の未来を作っていくために、移住施策の強化と、子育て世帯を対象としたサポート体制をより強化し、多くの移住者に来てもらえる町にしていきたい。
回答	<回答>担当課名：総務部・健康福祉部 【総務部】 進む空き家問題と移住・定住に関連付けての課題解決を目指して、令和4年度に空家定住対策課を新設いたしました。 空家定住対策課では、空家バンクにより売買や賃貸で登録物件を紹介をしているところですが、登録件数を確保するために賃貸物件につきましてはリフォームや家財処分費の補助を行っているところです。また、一定以上の危険度の高い空き家に関しましては、解体費の助成を行い危険空家の減少にも取り組んでいるところです。しかしながら、空家バンクへの登録を希望されても、かなり劣化が進み登録に至らないケースが比較的多く見受けられます。住居探しの問い合わせも増えてきていることから、できるだけ早期の登録を促し、空家バンクを充実させていきたいと考えております。地域の皆様におかれましては早めの対応につきましてお声掛けや情報提供のご協力をいただければ幸いです。 また、移住・定住の取組に関しましては、個別の移住相談や就職案内、お試し暮らし住宅による移住体験、都市部で開催される移住フェアへの参加など積極的に行っているところです。現役世代に向けては、住宅取得応援事業をはじめ、保育料や医療費、学校給食の無償化など、充実する子育て支援を中心にPRを行っております。また、農漁業就業に関しては農林水産課と、現役を退いた方も元気に暮らせる周防大島版CCRC構想に沿ったIターン・Uターンの取組は介護保険課とそれぞれ連携しながら進めているところです。 現状といたしましては、地域に温かく迎え入れていただいた移住者の方が、地域の貴重な担い手になっている地域も多数ございますので、今後とも地域の皆様のご協力のもと取り組んでまいりたいと考えております。

【健康福祉部】

子育て世帯を対象としたサポート体制として、健康増進課では、今年度から新規に事業として、妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、助産師による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」及び家事育児等に対して不安や負担を抱える妊婦や生後6か月以内の乳児のいる子育て家庭に、訪問支援員（ヘルパー）が居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児支援を実施する「子育て世帯訪問支援事業」を実施しております。

福祉課では、町内保育所の保育料の無償化に加え、おかず、おやつ等の副食費も無償化とし、保育の完全無償化を図っています。

また、今年度10月から高校生等医療費助成事業として、高校生世代を対象に医療費の全額助成制度を開始しています。

さらに放課後児童健全育成として東和小学校敷地内に児童クラブを新設し、放課後児童対策の充実を行っています。

今後すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に相談支援が行えるよう新たなサポート体制として、こども家庭センターの設置を検討しています。

3. 公共交通について

要望・提言の内容	周防大島町では高齢者ドライバーを多く見かける。特に東和地区では店がない地域が多くあり、車での移動が必要不可欠となっている。高齢者が運転免許証返納後の公共交通機関の利用がしやすいようにバス、タクシー等の利用しやすい制度の充実や、助成をお願いしたい。 また、公共交通の実証実験などは、電車等へのアクセスが容易な大島大橋付近で実施するのではなく、より不便な生活を強いられている東部地域での実施を優先していただきたい。
回答	<回答>担当課名：産業建設環境部 公共交通は、高齢者や障害者、また妊婦・乳幼児・未就学児の方々をはじめ、交通手段を持たない全ての方にとって、通院や通勤・通学、買い物などのために必要不可欠な移動手段であると考えております。 このため、「周防大島町地域公共交通計画」を策定し、この計画に沿って事業を進めているところです。令和6年度におきましては、10月より大島地区の奥畑線の運行を定時定路線の運行（決まった時間に決まった場所を走る運行）からデマンド交通（予約型の運行）を実証実験として開始しております。 東和地区におきましても、町営バス路線について令和7年度より、交通体系や運賃体系の見直しに取り組むこととしております。病院送迎バスやスクールバス等の統合も含めて検討し、継続して公共交通を提供できるよう努めていく所存です。 運転免許返納後の公共交通利用の際の助成制度等につきましても、関係部署や事業者等も含めて検討して参りたいと考えております。 ご理解とご協力をお願いいたします。

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. ボランティアによって収集した海岸漂着物の処分について

要望・提言の内容	海岸漂着物の収集は年1回のクリーン作戦時に実施しておりますが、日頃の散歩等で拾った漂着物は塩分を含んでいることが理由で通常の町のゴミ収集では処分できないと聞いています。一年間保管するには場所にも問題があるので速やかに処分したいので、収集回数を増やすなど対策を検討していただきたい。 海ごみゼロに向かうためにも行政側の主導をお願いします。
回答	<回答>担当課名　：　産業建設環境部 各地区の地域清掃以外での海岸漂着物につきましては、以前より、ボランティア団体として行う清掃活動を町へ事前に申請していただくことで、ごみの個別収集やごみ袋の提供を行っております。 詳細につきましては生活衛生課（電話：0820-79-1012）までご相談ください。 なお、申し訳ございませんが、個人でのボランティア活動につきましては対応がむずかしいので、ご理解いただきますようお願いいたします。

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 「防犯」に対する取り組みの強化（カメラの設置）

要望・提言の内容	昨今、全国で地震・水害など自然災害に対する「防災」関連の取り組みが進む中、島内でもその取り組みが頻繁に行われており、これまで以上に島民の備え（自主防災）の意識が高まっていると思われます。 このたび町に要望したいのは、「防災」と同じく重要になる「犯罪」に対する取り組みを強化していただきたく要望いたします。 最近のニュース等でも過疎地の高齢者を狙った凶悪犯罪（窃盗・詐欺）や、インバウンドからの外国人犯罪など、その件数は年々増加傾向にあります。 そこでそれらの犯罪防止（抑制）及び、犯罪解決策として、まずは島内集落の入り口や交差点などに防犯カメラの設置をお願いします。 防犯カメラは犯罪の解決に繋がる、直接的に治安に影響を与えるといっても過言ではない対策です。もちろん設置場所・設置台数など警察等の指導も含めた慎重な計画が必要です。 島民が安全に安心して暮らせる環境の設備投資として、防犯カメラの設置を何卒よろしくをお願いします。									
回答	<回答>担当課名：総務部 ご指摘いただきました、「防犯カメラ」の設置につきましては、柳井警察署と協議をしながら令和4年度から計画的に設置を進めているところです。 令和4年度に、町内3ヶ所、令和5年度に5ヶ所、合計で8ヶ所に設置が完了しております。（設置場所は次表のとおりです。） <table><tr><th>設置場所</th></tr><tr><td>周防大島町立大島病院</td></tr><tr><td>周防大島町立東和病院</td></tr><tr><td>周防大島町橘総合センター</td></tr><tr><td>周防大島町久賀福祉センター</td></tr><tr><td>周防大島町日良居体育館</td></tr><tr><td>周防大島町役場東和庁舎</td></tr><tr><td>白木多目的共同利用施設</td></tr><tr><td>大島看護専門学校</td></tr></table> いずれの場所も、施設に面した公道を撮影できるように取り付けております。 また、今年度(令和6年度)も3か所に設置を予定しております。	設置場所	周防大島町立大島病院	周防大島町立東和病院	周防大島町橘総合センター	周防大島町久賀福祉センター	周防大島町日良居体育館	周防大島町役場東和庁舎	白木多目的共同利用施設	大島看護専門学校
設置場所										
周防大島町立大島病院										
周防大島町立東和病院										
周防大島町橘総合センター										
周防大島町久賀福祉センター										
周防大島町日良居体育館										
周防大島町役場東和庁舎										
白木多目的共同利用施設										
大島看護専門学校										

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/3）

3. 指定緊急避難場所及び避難経路案内表示について

要望・提言の内容	令和6年も多くの地震が発生しています。 4月17日に発生した豊後水道地震では、周防大島町でも揺れを感じ、8月8日に発生した日向灘地震では、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。 元旦に発生した能登半島地震では、地元住民の他、故郷へ帰省した家族や訪れていた多くの観光客が被災しました。 現在周防大島町高潮指定緊急避難場所は、大島地区6箇所・久賀地区4箇所・橘地区7箇所・東和地区7箇所 計24箇所が高潮ハザードマップに記載されています。しかしながら、多くの町民に周知されていないのが現実です。 上記から南海トラフ地震発生時の避難対策として重要なことは、地元住民だけでなく土地勘の無い訪れている人々（帰省家族・観光客等）も迅速な避難ができる対策が必要です。 南海トラフ地震発生時、津波からより多くの命を守るためには、安全な緊急避難場所へ迅速に非難が出来ることが重要であり、町内主要道路（国道・県道・町道）からの避難経路案内及び高潮緊急避難場所の表示を早急に検討設置をお願いします。
回答	＜回答＞担当課名：総務部 ハザードマップについては、全世帯に配布をさせていただいており、周知に努めているところです。今後は、町内の主要な観光施設や店舗等へもハザードマップを配布し、より多くの方の目に触れるよう、更なる周知に努めて参ります。 ご提案いただきました、緊急避難場所の表示につきましては、設置可能な施設については表示を行っておりますが、すべての場所に表示は出来ておりません。また、主要道路からの経路案内表示につきましては、被災状況により道路等の状況も変わるため、その設置には慎重に検討をする必要があると考えます。 なお、現在、南海トラフ地震の被害想定の見直しが進められており、令和7年度には新たな被害想定が示される予定となっていますので、ハザードマップや避難場所も見直しが必要となると考えています。 最後に、津波警報が発令された場合は、緊急避難場所への避難も重要ではありますが、まずは身近にある可能な限り高い場所へ避難していただくことが、多くの命を守ることに繋がることも併せて周知に努めます。